

育児休業にかかる保育の実施継続届出書

久喜市長 あて
久喜市福祉事務所長 あて

別紙育児休業取得証明書のとおり育児休業を取得しますが、下記の理由により継続利用を希望しますので、裏面の記載事項を確認のうえ、下記のとおり保育の実施継続（継続利用）を届出いたします。

届出日 平成 年 月 日

住 所 久喜市

(育児休業取得者)
保護者氏名

印

記

利用施設名	保育所（園）		
在(所・園) 児童 ^{ふりがな} 氏名		生年月日	平成 年 月 日（ 歳児クラス）
		生年月日	平成 年 月 日（ 歳児クラス）
		生年月日	平成 年 月 日（ 歳児クラス）
出生児童 ^{ふりがな} 氏名		生年月日	平成 年 月 日
		生年月日	平成 年 月 日
育児休業期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
職場復帰予定日	平成 年 月 日		
継続理由			
出生児童の施設 利用予定月	平成 年 月		

【要件】下記の要件をすべて満たす方。

- (1) 産前 6 週よりも前から保育所に入所している児童が対象で、かつ当該児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続入所の必要があると認められる場合
- (2) 保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっている場合
- (3) 出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月までに入所申込をすること
- (4) 出生した児童の入所後1か月半以内に復帰できること

【継続期間】

継続入所を認めることができるのは、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までです。

ただし、育児休業終了により出生した子どもの施設利用申込みをしたにもかかわらず、利用決定がなされずに育児休業を延長する場合は、出生した子の1歳6ヶ月に達する月まで継続入所期間を延長することができます。

なお、出生した子の1歳6ヶ月に達する月またはその前月の保育所等入所申込み（若しくは引き続きの選考）を行い、利用決定がなされなかった場合は、出生した子の2歳の誕生日の前日が属する月まで育児休業継続入所「再」延長が可能となります。

※なお、延長期間中に入所が決定した場合は、入所日から1か月半以内に復職する必要があります。

（例：4月入所の場合→5月15日までの復職日であることが必須。）

【保育時間】

育児休業中の保育時間は、通常保育時間内（保育短時間認定）とします。

【手続き】

- (1) 産前休暇開始日より前に、「疾病・出産・看護等届出書（出産予定）」と母子手帳の写し（母の氏名・出産予定日記載ページ）を添付して提出してください。
- (2) 出生届提出後、「疾病・出産・看護等届出書（出産報告）」を提出してください。
- (3) 出産後1か月以内に、「育児休業にかかる保育の実施継続届出書」、「育児休業取得証明書」を提出してください。
- (4) 復職後1か月以内に、「勤務(内定)証明書(復職)」を提出してください。

※ 上記書類の他に、「支給認定(変更)・(現況)申請書 兼 施設利用申込書」の提出が必要です。

※ 1か月以内に提出できない場合は、保育の実施解除(退所)となります。

【育児休業対象児童の利用申込可能月】

職場復帰日により利用申込可能月が異なります。

職場復帰日が、月の 1日～15日の場合・・・職場復帰月の前月から

職場復帰日が、月の16日～31日の場合・・・職場復帰月から

〔例〕 職場復帰日 5月 1日 ⇒ 入所申込可能月 4月入所

職場復帰日 5月16日 ⇒ 入所申込可能月 5月入所

【その他】

要件の一つである「当該児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続入所の必要があると認められる場合」が、継続入所の要件となることから、育休中の転園申込みは受付できません。